

○京都市SDGs債のフレームワーク

・京都市SDGs債のフレームワークは以下4項目より構成

1. 調達資金の用途	①地方財政法第5条各号その他法令の規定により地方債を財源とすることができる事業であること ②調達した資金は、「水害対策のための河川・排水施設改修」、「自然環境の保全」、「だれ一人取り残すことなく未来を担う人材を育成する環境整備」といった便益を見込んで、グリーン/ソーシャル適格プロジェクト分類に該当する事業に充当すること ③明確な環境効果、社会的便益が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であること
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	①調達資金の充当対象事業については、行財政局財政室と各事業所管局とで調整の上、上記3要件を満たす、環境面・社会面での便益が見込まれる事業の中から選定する。なお、この過程で、対象事業が環境面又は社会面で重大な負の影響を直接的に生じさせることが判明した場合は、当該事業については対象から除外する ②対象となる事業はいずれも、地方自治法及び関係諸法令に基づき策定され、必要な議会での審議を経て議決され、予算として計上されているものであること
3. 調達資金の管理	①地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある。このため、本調達資金は原則として当該年度中の対象事業に充当される。調達資金の充当予定事業や充当予定額については、財政室が事業所管局より執行状況等の報告を受け、確認したうえで決定し、公表する ②対象事業への充当資金については、資金用途を明確にして管理する。また、京都市の歳入歳出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見とともに議会の認定に付される ③調達資金の充当が決定されるまでの間、調達資金は本市の会計管理者が指定金融機関の預金口座において現金にて管理する
4. レポーティング	①原則として、次のとおり資金用途に関する情報を京都市のホームページにおいて公開する ・常時：フレームワーク ・発行前：対象事業の決定（事業区分、充当事業、想定される効果、充当予定額） ・発行翌年度：対象事業への資金充当結果（事業区分、充当事業、効果、充当額） ・随時：対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合にその内容 ②インパクト・レポーティング 発行翌年度における対象事業の資金充当結果公表時に、環境・社会的課題に関する改善効果を開示する